

宅建業電子申請システム

のご案内

☆宅建業の手続きに関してオンライン申請が始まります☆

<http://www.takken.mlit.go.jp/>



宅建業電子申請システムとは

宅建業電子申請システムとは、宅建業者等から国土交通省及び都道府県に対して行われる、宅地建物取引業免許や宅地建物取引主任者登録に関する申請・届出等手続きをインターネットを利用して自宅やオフィスから行えるよう開発されたシステムです。

対象手続

平成19年9月3日(月)運用開始(4手続)

- 免許申請事項の変更の届出
- 業務を行う場所の届出
- 主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請
- 主任者の死亡等の届出

平成19年11月運用開始予定(10手続)

- 宅地建物取引業の免許(新規、更新、免許換え)
- 免許証の書換交付申請
- 免許証の再交付申請
- 営業保証金供託済の届出
- 廃業等の届出
- 主任者の登録申請
- 主任者の登録移転申請
- 宅地建物取引業保証協会の身分得喪の報告等

宅建業電子申請システムのメリット

- ◆IDとパスワードのみで申請が可能(代理申請を除く)
- ◆オフィスや自宅などから、24時間365日オンラインによる申請・届出が可能(原則として来庁の必要がない)
- ◆申請内容に応じて記載事項が順を追ってパソコン画面に示されるので申請書の作成が容易
- ◆二回目以降の申請・届出の際には登録済みデータを一部ダウンロードできるので入力作業の省力化が可能
- ◆インターネットで申請状況の確認が可能

注意事項等

・受付時間について

申請書は、原則24時間365日受け付けています。ただし、実際の審査等は行政庁の業務時間に行われることになります。

また、申請書作成のための既存情報のダウンロードは、午前1時から午前7時までの間は利用できません。

・手数料について

免許手数料等は、行政庁により電子収納が可能(証紙等による納付も可能)である場合と証紙等による納付のみに対応している場合、また、電子納付のみに対応している場合があります。

なお、平成19年9月時点で電子収納に対応する行政庁は、国土交通省、茨城県、群馬県、東京都、神奈川県及び静岡県となっています。

・オンライン申請を行うために必要なパソコン環境について

【OS】 日本語版Microsoft Windows2000 Professional SP4以上

同 Windows XP Professional SP2以上、Windows XP Home Edition SP2以上

日本語版Microsoft Windows Vista Enterprise

【CPU】 PentiumⅢ以上(PentiumⅣ以上推奨)

【メモリ】 64MB以上(128MB以上推奨)

【ディスク】 300MB以上の空き容量(インストール容量約150MB)

【ブラウザ】 日本語版Microsoft Internet Explorer6.0SP1以上、同Internet Explorer7

日本語版Netscape 6.2、同7.1



お問い合わせ先

■ 宅建業電子申請システムの操作方法等は、下記ホームページからご覧下さい。

(財)不動産適正取引推進機構 <http://www.retio.or.jp/>

お問い合わせ先 電話番号:03-5401-0285

■ 各手続の内容に関するお問い合わせは、提出先となる行政庁の免許担当部署へお問い合わせ下さい。

■ 宅建業電子申請システムは下記ホームページからご利用下さい。

<http://www.takken.mlit.go.jp/>



よくあるご質問

Q. どうすれば電子申請できますか

A. 必要なパソコンの環境を整え、トップページから利用者情報等の登録を行ってください。

Q. 一度取得したIDおよびパスワードは無期限で使用可能ですか

A. 登録をいただく際に、有効期限を設定していただいております、その期限内であれば原則使用可能です。

Q. 利用者内で、申請提出者を追加若しくは変更する場合には、申請提出者IDおよびパスワードは複数もらえますか

A. 申請提出者IDについては1つの利用者整理番号に対し01～99まで付与が可能です。パスワードはその申請提出者IDごとに設定されます。

Q. 外字を入力したいのですが、どうすればよいですか

A. 外字の入力はできませんので、代替文字を入力してください。

Q. どうすれば既存情報の取得ができますか

A. 既存情報の取得は、一旦電子申請を行い、行政庁側の決裁が完了すると、次回以降、登録済のデータを取得して申請書の作成を行うことができます。

Q. 申請書を送付後に、入力内容に誤りがあることに気がついたがどうすればよいですか

A. 該当する申請書の状況確認画面から取下げ依頼を行い、改めて申請をし直すか、行政庁に連絡して、補正指示してもらうよう依頼してください。

Q. 紙の申請の際には、正本と副本を提出していましたが、電子申請においてはどのような扱いになりますか

A. 申請した電子ファイルと到着確認シートを控えとして保存してください。この電子ファイルは申請者の方の責任の範疇で管理していただくこととなります。

Q. 申請提出者IDおよびパスワードを忘れてしまったらどうすればよいですか

A. 免許権者である行政庁にお問い合わせしてください。

Q. 手続の電子化に伴い、現在の紙での申請は出来なくなるのですか

A. 従来どおり紙での申請は可能です。

このほかにも、システムのホームページ内で「よくあるご質問」としてまとめておりますので、ご利用願います。

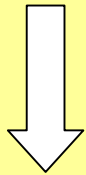


電子申請システムの流れ

申請者

行政庁

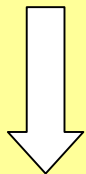
STEP 1 利用申込・事前準備



宅建業電子申請システムの利用を開始するためには利用申込が必要です。利用申込はオンラインにて行います。
なお、代理人が申請する場合には電子証明書の取得等の事前準備が必要です。

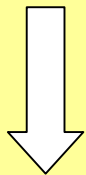
申請者用ID及びパスワードの登録・発行

STEP 2 申請書の作成



宅建業電子申請システムトップページのから作成したい申請書の作成用の画面に入り、申請書を作成します。
入力が完了したら申請データは申請者のパソコンに保存されます。

STEP 3 申請書の送信



申請者のパソコンに保存されている申請データを提出窓口に送信します。これで、申請完了です。
添付書類も添付ファイルとしてオンラインで提出可能です。また、郵送等により別送を行うこともできます。

申請書等の受理

STEP 4 申請状況の確認

宅建業電子申請システムにログインすると提出済みの申請書が表示されるので、行政庁による申請書の処理状況が確認できます。

審査・補正

手数料納付